

〔川角太閤記〕關ヶ原の時、國大名衆分別を以其家無恙續申候家は、鍋島加賀守茂直と申は、只今
の鍋島殿親父にて御座候、其頃迄は達者にて被罷居候、御所様○德川家康東へ御馬を被出候を被聞、
大略御跡にて謀叛企衆可有之候、御所様御馳走とて、國大名衆荒増御供に被參候と相聞え候、我
家は東への御供不仕候へども、國離れざる様成分別有之、銀子五百貫目、東へ爲持可下なり、尾張
國より御所様御分國之義は不及申、景勝との境目迄の國々の町方にて、五貫目程づ、見合見合
兵糧を爲買、其町々の年寄共に可預置なり、上方に事出來たりと云ならば、御所様へ申上様には、
鍋島事、御馳走に可被出覺悟に候處に、上方蜂起仕候間、最早鍋島可罷出事は、中々罷成間敷候間、
此兵糧入不申候とて、町々にて兵糧を可奉指上と申付、奉行三人東へ差下し申候、御所様はや宇
都宮へ御著被成候とひとしく、治部少輔謀叛の様子相聞申候處に、彼鍋島者ども、右の御理申上、
はや宇都宮にて兵糧指上申候○略申、鍋島奥意は、日よりを伺候と相聞候へ共、親加賀守分別を以
國に離れずと、世間に其節専ら申あへると相聞え申候事、

〔明良洪範二十四〕真田伊豆守信之ノ夫人

會津ノ役ニ、眞田安房守昌幸、其子伊豆守信之ト内府公○家康徳川ニ從軍セシニ、佐野
ニ到レリ、時ニ石田三成ヨリ書ヲ贈リ、大坂ニ與力セシ事ヲ進ム、父昌幸忽チ志ヲ變ジ、大坂ニ與
力セントス、信之頻リニ是ヲ諫ムレドモ承引セズ、依テ父子東西ニ別レ、昌幸ハ兵ヲ收メテ上田
ヘ引返ス、信之ハ關東ニ下リヌ、初メ信之ガ夫人ハ、本多忠勝ノ女ニテ、内府公ノ御養女ト成シ給
ヒ、信之ニ嫁セシム、夫人性質智勇アリ、信之發陣ノ時ニ及ビテ、夫人ノ謂レシハ、妾ハ女ノ身トシ
テ申難事ナレドモ、愚意ヲ以テ察スルニ、房州公ノ御心計難ク、今ノ世ニトリテ、父子兄弟逆モ、御
心ヲ緩シ給フマジ、只此事肝要ナラン、信之默領シテ出陣セラル、其後果シテ中途ヨリ引返シ、沼
田ニ到リ、信之ノ妻ノ幼孫ニ對面シテ、上田へ歸ラン迎、夜ニ入テ、信之ガ居城沼田へ使ヲ遣ハシ、